

## 熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金誓約・同意書

## 1. 店舗の情報

店舗の名称	熊谷食堂
店舗の所在地	〒360-8601 熊谷市宮町〇丁目△番地□ 申請できるのは熊谷市の店舗に限ります。
許可番号	指令熊保 第 1-1066 号 平成29年 5月 12日 (営業許可書の許可番号・許可年月日を記載してください。)
許可の有効期限	35年 5月 31日まで (営業許可書の「許可の有効期限」の末日を記載してください。)
営業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食店営業 <input type="checkbox"/> 喫茶店営業 該当する項目にチェック (✓) をつけてください
通常時の営業時間	11:30 時 ~ 15 時

## 2. 誓約・同意事項

<p>・これまでに、「埼玉県感染防止対策協力金」の支給対象に該当せず、協力金は受給していません。また、受給の有無について市が県に確認することに同意します。</p>
<p>・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証受給の有無について市が県に確認することに同意します。</p>
<p>以下のすべての要件に該当しています。</p> <p>(1) 通常時において</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・午後8時から翌日午前5時までの間は営業していません。</li><li>・酒類を提供しておらず、かつ、カラオケ設備はありません。</li></ul> <p>(2) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を受け、感染防止対策を遵守し、認証ステッカーを店頭に掲示しています。</p> <p>(3) 業種別ガイドラインを使用、遵守し、感染防止対策を徹底しています。</p> <p>(4) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得したうえで、市内において、来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営しています。</p> <p>(5) 事業活動に必要な許認可を受けて営業しています。</p> <p>(6) 長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう働き掛けました。</p> <p>(7) 令和3年8月2日から申請日までの間に営業停止等の行政処分を受けていません。</p> <p>(8) 引き続き市内で事業を継続する意思があります。</p> <p>(9) 熊谷市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。</p> <p>(10) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。</p>
<p>・申請書類に記載した内容は事実と相違ありません。申請内容に虚偽その他不正行為が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。</p> <p>※この場合、支援金と同額の違約金の支払いを求められることがあります。</p>

私は、熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金の支給を申請するに当たり、上記の内容について誓約し、同意します。

令和 3年 10月 15日

代表者氏名 熊谷 太郎